



# 『定額給付金』・『子育て応援特別手当』の申請受付が始まります

## 『定額給付金』・『子育て応援特別手当』の申請受付が始まります

『定額給付金』および『子育て応援特別手当』の申請には市への申請が必要です。申請書を対象世帯に郵送していただきます。忘れずに手続きをしてください。

### 定額給付金について

- 支給対象となる人
  - 基準日（平成21年2月1日）に、長門市において、次のア、イのいずれかに該当する人を対象とします。
    - ア)長門市の住民基本台帳に記録されている人
    - イ)外国人登録原票に登録されている人（短期滞在者を除く）
- 支給額
  - 1人につき1万2千円（基準日において65歳以上のおよび18歳以下の人は2万円）
- 申請期間
  - 3/16(月)～9/16(水)
- 申請方法
  - 郵便による申請と窓口での申請の2つの方法があります
- (1)郵便による申請の場合
  - 次の書類を申請書送付の際に同封した返信用封筒に入れて返送してください
  - ①定額給付金受給申請書（兼口座振込依頼書）
  - ②通帳の写し（口座番号および口座名義人のフリガナがわかる部分で、通帳の表もしくは裏から1枚めくったところのどちらかに記載があります）
  - ※農協の営農口座に振込みを希望される場合は、通帳の写しに替えて貯金取引通知書（氏名、口座番号、農協コードがわかる部分）の写しを添付してください
- (2)窓口での申請の場合
  - 次の書類等を持参のうえ、本庁、支所、出張所の各給付金窓口にお越しください
  - ①印鑑
  - ②定額給付金受給申請書（兼口座振込依頼書）
  - ③通帳の写し（口座番号および口座名義人のフリガナがわかる部分で、通帳の表もしくは裏から1枚めくったところのどちらかに記載があります）
  - ※農協の営農口座に振込みを希望される場合は、通帳の写しに替えて貯金取引通知書（氏名、口座番号、農協コードがわかる部分）の写しを添付してください
- ④本人を証明するもの（運転免許証、健康保険証、外国人登録証など）

## 定額給付金は地元で消費を!

定額給付金は地元経済の活性化のため、市内での消費にご協力をお願いします

- 注意事項
  - 定額給付金の申請を行い、給付を受ける方は、原則として基準日時点の世帯の世帯主となります
  - 基準日時点の世帯員について、世帯主から申請していただくことで世帯員全員の定額給付金が受給できます。（世帯主からの委任があれば、世帯員でも申請・受給できます）
  - 定額給付金は、原則、世帯主の口座に振り込みます
  - 長期間使用していない口座の場合、金融機関側で口座を閉鎖している可能性があり、振り込みができないことがありますので、振込先は日頃から使用されている口座をご利用ください
- 給付時期
  - (1)郵便による申請の場合
    - 3月中に申請を受けたものは、4月中の口座振込を予定しています。4月以降の申請は、申請月の翌月の口座振込を予定しています
  - (2)窓口での申請の場合
    - 3月中に申請を受けたものは、遅くとも5月中の口座振込を予定しています。4月以降の申請は、郵便での申請の場合と同様です

■申請受付日程（3/16～31まで ※3/20・21・29除く）【受付時間】9:00～16:00  
※子育て応援特別手当も同時に受け付けます

| 受付日     | 受付会場                | 対象地区  |
|---------|---------------------|---|
| 3/16(月) | 通公民館                | 通地区   |
|         | 宇津賀出張所              | 上津黄、東津黄、西津黄、東後畑、東立石、西立石、大畠、青村   |
| 3/17(火) | 仙崎公民館               | 仙崎地区  |
|         | 向津具公民館              | 田久道、白木、久津、大和、大浦東、大浦西、油谷、南方、本郷、山崎、水岬、上野西                                 |
| 3/18(水) | 仙崎公民館               | 仙崎地区  |
|         | 油谷支所                | 人丸、新別名、駅通、大迫、東大坊、中ノ森、上野東、川尻東、川尻西  |
| 3/19(木) | 俵山公民館               | 俵山地区  |
|         | 油谷支所                | 亀田、植松、荒人、長久、杣地、有宗、広中、稲石、芝崎、大坊、田上、二ノ瀬、坂根、山根、札場、河原浦                       |
| 3/22(日) | 物産観光センター、三隅・日置・油谷支所 | 全地区   |
|         | 黄波戸漁村センター           | 黄波戸地区   |
| 3/23(月) | 油谷支所                | 大江、浅井、尾崎、里、伊上浦、岡、宮ノ馬場、上り野、前方、須方、綾湖、貝川、上蔵小田、下蔵小田、油谷中畑、渡場、掛淵、小田、赤屋、木吹、大川尻 |
|         | 宗頭文化センター            | 三隅上地区   |
| 3/24(火) | 日置支所                | 日置地区（黄波戸地区を除く）  |
|         | 三隅支所                | 三隅中地区   |
| 3/25(水) | 日置支所                | 日置地区（黄波戸地区を除く）  |
|         | 物産観光センター            | 東深川地区（田屋、駅前、湊全区）  |
| 3/26(木) | 三隅支所                | 三隅下地区   |
|         | 物産観光センター            | 東深川地区（中山、緑ヶ丘、藤中、江良、正明市全区、上郷、下郷）   |
| 3/27(金) | 物産観光センター            | 全地区   |
|         | 物産観光センター、三隅・日置・油谷支所 | 全地区   |
| 3/28(土) | 物産観光センター            | 西深川地区   |
|         | 支所・出張所              | 全地区   |
| 3/30(月) | 物産観光センター            | 深川湯本、渋木、真木地区  |
|         | 支所・出張所              | 全地区   |
| 3/31(火) | 物産観光センター            | 全地区   |

- (3)現金支給の場合（金融機関に口座をお持ちでない人のみ）
  - 6月以降の支給開始を予定しています
  - 定額給付金をかたった振り込み詐欺にご注意ください
  - 市では定額給付金について、振り込み詐欺による犯罪を防止するため、次のとおり取り扱っています。
    - ①市では、市から各世帯に対して電話による問い合わせは一切行いません
    - ②市からの問い合わせはすべて書面にて郵送で行います
- ※ご自宅や職場などに不審な電話がかかってきた場合は、迷わず、市役所定額給付金窓口（長門警察署）TEL22・0110（まで）ご連絡ください
- 問い合わせ
  - 長門市定額給付金窓口
  - TEL 23・1172

# 子育て応援特別手当について

## 支給対象となる子

平成14年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた第2子以降の児童で、平成21年2月1日(基準日)において、次の(ア)または(イ)に該当する人(ア)長門市の住民基本台帳に記録されている人

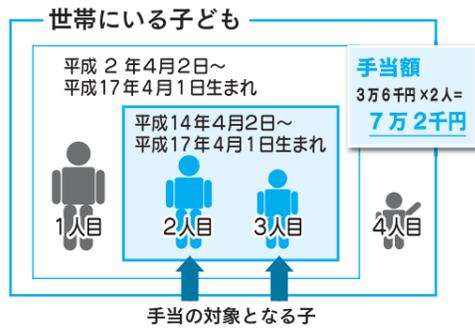
(イ)外国人登録原簿に登録されている人(短期滞在者を除く)

■支給額 支給対象児童1人につき、3万6千円

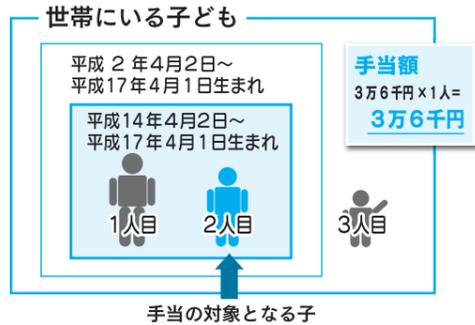
■支給先 支給対象となる子の属する世帯の世帯主

■申請期間 3/16(月)〜9/16(水)

## 【支給例1】



## 【支給例2】



■申請方法 申請方法には、郵便による申請と窓口での申請の2種類があります。申請書は対象と見込まれる世帯の世帯主へ郵送します。(4月までに書類が届かない場合は、お問い合わせください。)

(1)郵便による申請の場合  
次の書類を所定の返信用封筒に入れて返送してください。

・子育て応援特別手当申請書  
・振込先の通帳の写し(口座番号と口座名義人のフリガナがわかる部分)  
・本人を証明するものの写し(運転免許証、健康保険証、)

外国人登録証明書など  
(2)窓口での申請の場合  
次の書類等を持参のうえ、本庁または各支所・出張所の定額給付金窓口にお越しください。

・印鑑  
・子育て応援特別手当申請書  
・振込先の通帳の写し(口座番号と口座名義人のフリガナがわかる部分)  
・本人を証明するもの(運転免許証、健康保険証、外国人登録証明書など)

■支給方法 世帯主名義の金融機関の口座への振込みを原則とします

■その他 ①代理人による申請・受給について：世帯主本人による申請・受給が困難な場合は、同一世帯内の代理人に委任することができ、委任状が必要(必ず)

②別居している子がいる場合：一定の条件により支給対象となる場合があります。くわしくはお問い合わせください

■Q&A Q1 どうして第2子以降の3〜5歳の子が対象なの?

A1 多子世帯の負担軽減に配慮しつつ、一般に保育所または幼稚園に子どもが共通して通う年齢が小学校就学前3年間であること、2歳までの子ども

には、別途、児童手当制度において幼児加算が行われていることなどを総合的に考慮したものです

Q2 わが家はおじいちゃんと一緒に住んでいて、世帯主はおじいちゃんです。この場合の支給先は親のわたしになるのでしょうか?

A2 子育て応援特別手当は、子の親が否かにかかわらず、世帯主に支給します。この場合は世帯主のおじいちゃんが支給先となります。ただし、世帯主本人による申請・受給が困難な場合は、代理人に委任することができます

Q3 申請期限を過ぎてしまったらどうなるの?

A3 子育て応援特別手当は申請により支給されます。もし、申請期限までに申請がなかった場合は、辞退とみなされることとなります

Q4 子育て応援特別手当はこれから毎年支給されるの?

A4 子育て応援特別手当は、「生活対策」に基づくものであり、定額給付金と同じように、平成20年度限りの措置です

## 【支給対象となる子の判断表】

- ①生年月日がH2.4.2〜H17.4.1の間の子を記入
- ②生年月日がH14.4.2〜H17.4.1の間の子にチェック

|     | 名前 | 生年月日  | チェック                     |
|-----|----|-------|--------------------------|
| 1人目 |    | H . . | <input type="checkbox"/> |
| 2人目 |    | H . . | <input type="checkbox"/> |
| 3人目 |    | H . . | <input type="checkbox"/> |
| 4人目 |    | H . . | <input type="checkbox"/> |
| 5人目 |    | H . . | <input type="checkbox"/> |
| 6人目 |    | H . . | <input type="checkbox"/> |

太枠内のチェック数 \_\_\_\_\_ 人×36,000円  
= \_\_\_\_\_ 円(支給額)

## 問い合わせ

地域福祉課子ども未来室  
TEL 23-1156

# 長門市経営改革プラン

## 進捗状況をお知らせします

長門市では、行政運営に「改革と再生への挑戦」という民間的な経営理念を導入し、3つの重点課題と11の改革項目からなる「長門市経営改革プラン」(計画期間：平成18〜21年度)を策定し、行財政改革に取り組んでいます。プラン策定から3年目となる平成21年1月現在の進捗

状況をお知らせします。改革プランでは、11項目を現するため、90の事業を掲げていますが、現在、55事業で取り組み中、35事業が完了となっています。改革項目ごとに、主な取り組み状況について報告します。

## 改革プランの項目別進捗状況

(単位：件)

| 重点課題                 | 改革項目        | 事業の進捗状況 |     |    |
|----------------------|-------------|---------|-----|----|
|                      |             | 未着手     | 取組中 | 完了 |
| 財政健全化に向けた取り組み        | 歳入の確保       |         | 10  |    |
|                      | 歳出の見直し      |         | 9   | 8  |
|                      | 財政状況の分析と開示  |         | 4   | 1  |
| 効率的・効果的な組織体制の整備      | 定員管理の適正化    |         | 6   | 1  |
|                      | 組織機構の見直し    |         | 2   | 11 |
|                      | 事務事業の見直し    |         | 4   | 2  |
|                      | 公共施設運営の見直し  |         | 8   | 5  |
|                      | 電子自治体の推進    |         | 5   | 1  |
| 成果志向に転換する行政運営の仕組みづくり | 人材育成システムの確立 |         | 3   | 3  |
|                      | 市民との協働体制の確立 |         | 4   |    |
|                      | 行政評価システムの導入 |         |     | 3  |
| 計                    |             | 0       | 55  | 35 |

## 財政健全化に向けた取り組み

・歳入の確保  
徴収対策本部による徴収強化、不動産の公売・ネットオークションの実施、市広報紙・ホームページに広告掲載

・歳出の見直し  
給与構造改革(技能労務職の行政職給料表(Ⅱ)導入)、補助

## 金の見直し

・財政状況の分析と開示  
企業会計的手法による財政分析の公表(バランスシート、コスト計算書)

・定員管理の適正化  
改革プランでは、4年間で職員数を50人(8.2%)削減するとしています。平成18・19年度で43人削減(進捗率86%)しています

## 組織体制の整備

・組織機構の見直し  
「組織機構の改編」(平成19〜21年度)に基づき、総合支所を支所とし、本庁方式に移行することで、事務の効率化、組織の統一性を図る。窓口での申請や手続きが1カ所提供できるようワンストップサービスの取り組みを実施

・事務事業の見直し  
事務事業評価(検証・改善)を実施(市ホームページの字の大きさを大きくし、デザインを一新等)

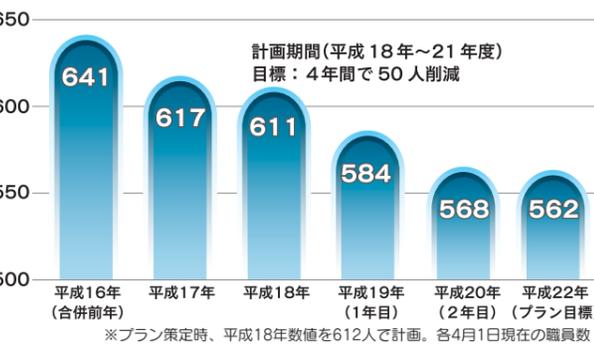
## 公共施設運営の見直し

指定管理者制度(12施設)、アウトソーシング推進計画の策定

・電子自治体の推進  
電子申請システム拡充(30件の手続きで実施)

・成果志向に転換する行政運営の仕組みづくり  
人材育成システムの確立  
人事評価システム試行、職員提案制度の再構築  
・市民との協働体制の確立  
パブリック・コメント制度実施(2案件)

## 定員管理の適正化



・組織機構の見直し  
「組織機構の改編」(平成19〜21年度)に基づき、総合支所を支所とし、本庁方式に移行することで、事務の効率化、組織の統一性を図る。窓口での申請や手続きが1カ所提供できるようワンストップサービスの取り組みを実施

・事務事業の見直し  
事務事業評価(検証・改善)を実施(市ホームページの字の大きさを大きくし、デザインを一新等)

・公共施設運営の見直し  
指定管理者制度(12施設)、アウトソーシング推進計画の策定

・電子自治体の推進  
電子申請システム拡充(30件の手続きで実施)

・成果志向に転換する行政運営の仕組みづくり  
人材育成システムの確立  
人事評価システム試行、職員提案制度の再構築  
・市民との協働体制の確立  
パブリック・コメント制度実施(2案件)

・行政評価システムの導入  
職員自ら事務事業の課題を見つけて改革・改善を行っていく仕組みとして、平成19年度から行政評価を導入し、平成20年度は、市総合計画の128の具体施策を対象とした施策評価と具体施策を達成する手段である675の事業について事務事業評価を実施しています

問い合わせ 行政改革推進室  
TEL 23-1121

